

# 宮城県NPO等の絆力を活かした震災復興支援団体ネットワーク構築事業（石巻地域）

## 企画提案募集要領

この要領は、国の「NPO等の「絆力（きずなりょく）」を活かした復興・被災者支援事業実施要領」に基づき、宮城県（以下「県」という。）が実施する「宮城県NPO等の絆力を活かした震災復興支援団体ネットワーク構築事業（石巻地域）」の業務委託に当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託事業者を選定するため必要な事項を定める。

なお、本事業でいう「NPO等」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合等の民間非営利組織（事務所の所在地は問わない。）又は当該民間非営利組織が主体となった協議体をいう。

### 1 事業の趣旨

復興・被災者支援を行うNPO等が、支援者や他の復興・被災者支援を行うNPO等との交流・情報交換により顔の見える関係を築くことで、復興・被災者支援を継続していくために必要となる絆力の強化を図ることを目的とする。

なお、本委託業務（以下「本業務」という。）は、国の「NPO等の「絆力（きずなりょく）」を活かした復興・被災者支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）中の復興・被災者支援を行うNPO等の絆力強化事業に位置付けて実施する。

### 2 事業の概要

#### （1）事業内容

事業の詳細は、宮城県NPO等の絆力を活かした震災復興支援団体ネットワーク構築事業（石巻地域）企画提案に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

#### （2）委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

#### （3）事業費（委託上限額）

この公募案件に係る事業費（委託上限額）は、1,251,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

### 3 企画提案に応募できる要件等

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- （1）非営利団体であること。（法人格の有無は問わない。）
- （2）応募者は、原則として宮城県内に事務所を有している単独の法人その他の団体又は複数の団体で構成される共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）であること。（宮城県外に事務所を有する法人等がコンソーシアム構成員に加わり、宮城県内の法人等と連携して応募することは可能。）
- （3）コンソーシアムとして申請する場合は、コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表団体を選定すること。企画提案書の提出時は必ず代表団体が応募手続きを行うとともにに対応窓口となること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの。）に該当しない者。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの。）に該当しない者。
- (8) 本業務を円滑に履行できる人員体制が整備できること。

#### 4 スケジュール

(1) 企画提案募集に関する公告（宮城県環境生活部共同参画社会推進課のホームページへ掲載）	令和6年7月 3日（水）
(2) 質問書提出期限	令和6年7月12日（金） 正午
(3) 質問への回答	令和6年7月19日（金）
(4) 企画提案書の提出期限	令和6年7月30日（火）午後5時まで
(5) 一次審査（応募者多数の場合）	令和6年8月 2日（金）予定
(6) 企画提案書のヒアリング・審査	令和6年8月 6日（火）予定
(7) 受託予定者の決定	令和6年8月中旬

#### 5 質問及び回答

##### (1) 質問方法

別紙「宮城県NPO等の絆力を活かした震災復興支援団体ネットワーク構築事業（石巻地域）質問書」（様式第1号）により、電子メールで環境生活部共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班へ提出すること。

なお、電話や訪問等による質問は受け付けない。

##### (2) 提出期限

令和6年7月12日（金）正午（必着）

##### (3) 回答方法

受け付けた質問等に対する回答は、共同参画社会推進課のホームページに順次まとめて掲載する。

なお、郵送やファクシミリ、電子メールによる回答は行わない。

#### 6 企画提案書の提出

##### (1) 提出期限

令和6年7月30日（火）午後5時まで（必着）

##### (2) 提出方法

持参または郵送とする。

### (3) 提出書類

- イ 企画提案提出書（様式第2号）：1部
- ロ 組織等に関する調書（様式第2号1）：1部  
コンソーシアムで応募する場合のみ提出すること。
- ハ 企画提案書：7部（A4判、横書き、用紙方向は縦横自由とする。）  
企画提案書は、表紙を除き20ページ以内とする。
- ニ 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第3号）：1部
- ホ 事業経費参考内訳書（様式第4号）：1部  
仕様書に基づき本事業に係る経費の参考内訳書を作成すること。ただし、本業務に係る事業費（委託上限額）は1,251,800円（消費税及び地方消費税を含む。）であり、この額を超えない範囲で積算すること。
- ヘ 事業実施実績：1部  
過去にNPO等を対象に、マッチング・交流を目的として行った事業を実施した実績があれば記載すること。（過去5年以内に実施した類似・関連業務の概要を添付すること。（3件程度：1事業あたり1ページ以内とする。））
- ト 役員名簿：1部
- チ 定款又は会則：1部
- リ その他、団体の活動状況等がわかる資料（ある場合のみ添付）：1部
- ※ ト～リについては、コンソーシアムにより応募する場合には応募者となるすべての団体のものとする。

#### 提出先

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県環境生活部共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班

## 7 企画提案の審査

### (1) 審査及び受託予定者の選定

企画提案書等の審査を行い、評価点総計の平均が満点の6割以上を獲得した者のうち、順位点が最も高い提案を行った者を受託予定者として選定する。評価の結果、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点が最も高い応募者1者を契約予定者として決定する。評価点が同点の場合は、委員長が、選定委員会で協議の上決定する。なお、審査会の日程変更、審査方法の変更等を行う場合がある。

### (2) 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合も審査を行い、評価点総計の平均が満点の6割以上を獲得し、業務を適切に実施できると判断される場合は、受託予定者として選定する。提案者がない場合は、速やかに取扱いについて協議し、当課ホームページ上で公表する。

### (3) 審査基準

審査基準は次のとおりとする。

- イ 企画提案内容が具体的であること。
- ロ 事業を実施することによる効果が期待されること。
- ハ 事業を適正かつ確実に実施する運営能力を有していること。

ニ 事業の積算が妥当で提案内容と整合性がとれていること。

ホ 評価点は、次の審査項目及び配点（総計100点）により行うものとする。

審査項目	配点 (点)
1 具体性 ・企画提案内容が具体的であるか。	20
2 効果性 ・事業を実施することによる効果が期待されるか。 ・本業務の目的を十分に理解した提案となっているか。	20
3 実現性 ・実現可能な内容であるか。 ・事業を適正かつ確実に実施する運営能力を有しているか。 ・事業の全体スケジュールが具体的に示されているか。	20
4 経済性 ・予算の範囲内であり、積算内訳が明確に示されているか。	10
5 実績 ・本業務に類似した業務の過去の請負実績から見た期待値	20
6 その他 ・その他特に優れた点があるか。	10

ヘ 順位点は、次のとおりとする。

1位：2点 2位：1点 3位以下：0点

#### (4) 第一次審査（書面審査）

イ 実施日 令和6年8月2日（金）予定

ロ 審査方法

応募のあった企画提案書について、(3) 審査基準に基づき審査し、上位3者程度を選定する。採点評価・順位付けは(1)に規定する方法に準ずる。

ハ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、令和6年8月2日（金）予定に選定結果を通知する。また、一次審査選定者に対してはプレゼンテーション審査日程をあわせて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を通知する。

#### (5) プrezentationの実施

企画提案書受領後、企画提案書記載内容等についてプレゼンテーションを実施する。

実施日：令和6年8月6日（火）予定

※ 時間、場所については、おって個別に通知する。

#### (6) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

ロ 本実施要領に従っていない場合

- ハ 7（5）に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
  - ニ 同一の団体等が、2つ以上の企画提案書を提出した場合
  - ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
  - ヘ 次に該当する場合
    - 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- (7) その他
- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下げ願い」（様式第5号）を提出すること。
  - ロ 企画提案書の再提出は、認めない。
  - ハ 取下げ願いの提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
  - ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案書受付後、提案内容について説明を求めることがある。

## 8 受託予定者選定後の取り扱い

- (1) 結果通知
- 審査結果は、審査終了後に個別に通知する。  
なお、審査経過に関する質問には回答しない。また、提出書類は返却しない。
- (2) 結果の公表
- 審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点等を公表する。  
但し、受託予定者以外の企画提案者については、個別の評価点が特定できないよう配慮する。
- (3) 仕様の変更
- 発注者は、発注者が特に必要と認めた場合は、受託者との協議により、仕様書の一部を変更することが出来るものとする。
- (4) 委託契約
- 発注者は、指名委員会の審議を経た上で、選定した受託予定者と仕様書に基づき予定価格の範囲内で見積もり合わせにより当該業務を委託する。また、契約にあたっては、前金払いについて受託者と調整できるものとする。
- なお、受託予定者が委託契約を辞退した場合においては、企画提案の審査が次点の評価を受けた企画提案者を受託予定者とする。

## 9 注意事項

- (1) 提案に要する経費負担
- 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 秘密の厳守
- 提案者はいかなる場合においても提案等業務により知り得た事項及び付随する事項を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (3) 企画提案の辞退
- 提出した提案を辞退する場合には、事前に文書（様式第5号）により連絡すること。

(4) 契約内容の決定

発注者と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、両者の協議の上決定するものとする。

なお、協議が整わない場合には、受託者を変更することがある。

10 担当

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県環境生活部共同参画社会推進課N P O・協働社会推進班

電話：022-211-2576、FAX：022-211-2392

E-mail : kyoshan@pref.miyagi.lg.jp